



令和7年8月1日から マイナ保険証が資格確認書 で医療機関・薬局にて受付をしてください

注意 令和6年12月2日より、保険証とマイナンバーカードが一体化したマイナ保険証を基本とする仕組みに移行したため、従来の保険証は発行されません。

マイナ保険証をお持ちの方

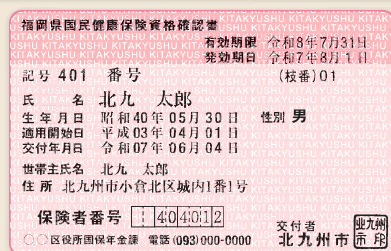


マイナ保険証をお持ちの方には 資格情報のお知らせ をお届けします

- 「資格情報のお知らせ」(A4サイズ)とはご自身の被保険者情報を確認するための書類です。
- 医療機関等を受診の際は、マイナ保険証を提示してください。医療機関等でマイナ保険証での受付ができない場合は、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」をセットでご提示いただくことで受診が可能となります。**(「資格情報のお知らせ」だけでは受診できません。)**
- 普通郵便で7月下旬にお届けします。
- 毎年送付するものではありません。(有効期限はありません。)



マイナ保険証をお持ちでない方



マイナンバーカードと紐づけていない方には 資格確認書 をお届けします

70歳以上の方は高齢受給者証を兼ね、負担割合の記載があります。

- 有効期限は令和8年7月31日です
- 特定記録郵便で7月下旬にお届けします

- 8月以降に75歳の誕生日をむかえる方は、資格確認書または資格情報のお知らせの有効期限が75歳の誕生日の前日までとなっています。後期高齢者医療制度の資格確認書は、75歳の誕生月の前月までに送付されます。
- 8月以降に70歳の誕生日をむかえる方の資格確認書または資格情報のお知らせは、誕生日の属する月の月末まで(月の初日が誕生日の場合は前月末日まで)使用できます。

マイナンバーカードを健康保険証として使うために利用登録をしておきましょう!

ご自身の登録状況がわからないときは?

医療機関等の受付窓口を設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の案内がされます。



他の方法で確認したいときは



- 1 スマートフォン・マイナンバーカードを用意します
- 2 「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします。
- 3 「健康保険証」を押します
- 4 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるのでご自身の登録状況をご確認ください



マイナンバー
総合フリーダイヤル

0120-95-0178

平日: 9時30分~20時00分
土日祝: 9時30分~17時30分

年末年始を除く



介護が必要な方や障害をお持ちの方など、医療機関等での受付に際し配慮が必要な方は、申請することで「資格確認書」を取得できます。お住まいの区役所国保年金課にご相談ください。